

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C株式会社に入社後、調理等の仕事を担当し、同社D支店が独立してA株式会社になった後も昭和36年7月21日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書に

より、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA株式会社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録により、8,000 円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年 6 月 3 日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C株式会社に入社後、経理課の仕事を担当し、同社D支店が独立してA株式会社になった後も昭和40年6月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書に

より、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA株式会社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録により、9,000 円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年 6 月 3 日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C株式会社に入社し、同社D支店が独立してA株式会社になった後も昭和36年11月13日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述していることから判断すると、申立人が申立期間も継続してA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書に

より、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA株式会社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録により、9,000 円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年 6 月 3 日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 5078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月1日から同年5月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月1日から50年3月1日まで
② 昭和50年3月1日から51年5月26日まで

私は、昭和49年9月からA医院（現在は、B医療法人）に勤務したにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険に未加入となっているが、勤務当初から厚生年金保険に加入していたと思うので厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。また、申立期間②については、ねんきん定期便における厚生年金保険料納付額よりも高い保険料が給与から控除されていたと思うので、保険料控除額に相当する標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和51年3月1日から同年5月26

日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係るA医院の給料支払明細書において確認できる保険料控除額により、6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和50年3月1日から51年3月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持していない上、B医療法人は、「申立人の当該期間に係る賃金台帳等の資料の所在は不明である。」旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者期間に厚生年金保険の被保険者資格を有している元同僚のうち、住所が判明した10名に照会したが、給与支払明細書を所持している者はおらず、当該元同僚のオンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されていたか否かについては、確認することができない。

このほか、申立期間②のうち、昭和50年3月1日から51年3月1日までの期間において、申立人が主張する保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和50年3月1日から51年3月1日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人は、A医院における厚生年金保険被保険者資格取得日の相違について申し立てしているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所における雇用保険被保険者資格を昭和49年9月2日に取得していることから、同日以降は当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B医療法人は、「当時は、勤務開始と同時に厚生年金保険には加入させておらず、試用期間があった。」と回答している上、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資

格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日（昭和 50 年 3 月 1 日）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上述の元同僚 10 名のうち、A 医院における雇用保険の加入記録が確認できた 6 名の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日の 1 か月から 7 か月後であることが確認できる上、当該元同僚のうち 1 名は、「試用期間があったと思う。」と回答し、ほかの 1 名は、「当時はこの事業所でも試用期間があったと思う。自分の厚生年金保険の記録に納得している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）本社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

私は、昭和39年3月23日にA株式会社本社に入社し、42年6月21日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び元人事担当者から提出された「第106号社内時報」から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社内時報において、申立人が昭和41年7月28日にA株式会社本社に赴任したことが確認できることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私の夫は、C株式会社に入社後、同社D支店が独立してA株式会社になった後も昭和37年7月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA株式会社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録により、8,000 円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年 6 月 3 日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とする必要がある。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
私は、昭和36年4月にA株式会社に入社し、社名変更はあったものの、一貫して整備士として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したとする元同僚の供述から、昭和37年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和38年2月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年3月1日から同年4月30日までの期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月1日から同年4月30日まで
② 昭和56年4月30日から同年11月1日まで

私は、昭和56年3月からA株式会社で、引っ越し専門運送業の運転手として、申立期間②においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間①の標準報酬月額の記録が実際と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）である昭和56年4月30日より後の同年9月18日付けで、申立人を含む多数の者の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届出た、9万8,000円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、元同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間にA株式会社に勤務していることが確認できるが、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿において、当該事業所は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年9月18日付けでなされているが、全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同年9月18日付けで同年4月30日に遡って訂正されている者が申立人を含み、多数確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、全喪日（昭和56年4月30日）以後も法人として存続していたことが確認できる上、当該事業所の複数の元同僚が、同日以後も当該事業所に継続して勤務していた旨供述しており、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和56年3月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、昭和 56 年 9 月 18 日から同年 11 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において A 株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している A 株式会社の複数の元同僚は、「社名は変わったが、業務内容は同じであり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和 56 年 8 月の社会保険事務所の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 株式会社は、当該期間において適用事業所としての記録が無いものの、上述のとおり、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

私は、平成13年4月にA株式会社に転籍し、17年7月に役員賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録に反映されていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した賃金台帳から、申立人は申立期間において、270万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の手続誤りを認めており、A株式会社が保管していた申立てに係る賞与支払届の控えから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月5日に当該届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

私は、A株式会社に勤務していたが、平成15年4月に支給された賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の賞与支払金額が確認できるB株式会社から提出された預金取引明細表及びA株式会社が加入しているC健康保険組合の回答から、申立人は、平成15年4月30日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額12万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA株式会社における標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は20万8,000円、18年12月8日は25万円、19年7月10日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月10日

私は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給されていたが、その賞与分が私の年金記録に反映されていないことは納得できない。調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された支給控除一覧表より、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表から、平成16年12月10日は20万8,000円、18年12月8日は25万円、19年7月10日は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA株式会社における標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は52万円、18年12月8日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成18年12月8日

私は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給されていたが、その賞与分が私の年金記録に反映されていないことは納得できない。調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された支給控除一覧表より、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表から、平成16年12月10日は52万円、18年12月8日は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで

私は、D株式会社からA株式会社B工場へ転勤したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D株式会社及びA株式会社B工場における申立期間当時の元同僚の供述並びに申立期間同時にD株式会社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、D株式会社及び関連会社であるA株式会社B工場に継続して勤務し（昭和35年12月20日にD株式会社からA株式会社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場(現在は、C株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月21日から同年9月21日まで

私は、昭和62年3月に大学を卒業し、同年4月1日から平成5年3月20日まで、A株式会社(現在は、D株式会社)に継続して勤務していたが、同社B工場での新入社員教育を終了して本社に転勤した時期の昭和62年8月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚の給与明細書及びA株式会社B工場の新入社員研修計画(メモ)から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(同社B工場から同社本社に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A株式会社の社会保険事務担当者は、「申立人が、B工場から本社へ転勤した際、届出を昭和62年9月21日とすべきところを同年8月21日と間違った。」と回答していることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和62年4月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は厚生年金保険の資格喪失日を昭和 62 年 9 月 21 日と届出をすべきところ、同年 8 月 21 日と届出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4479

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 57 年 2 月まで

私は、20 歳になったときに A 区で国民年金に加入し、その後、B 区、C 市と住所変更したが、国民年金保険料は昭和 57 年 2 月までずっと納付してきた。申立期間が未納と記録されているのは納付できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 区、B 区及び C 市に居住し、それぞれの自治体に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録では、平成 22 年 2 月に、申立人の住所が A 区から現住所である D 区に変更され、不在判明処理が行われていることが確認できる。

また、昭和 59 年 5 月 10 日現在の A 区の年度別納付状況リストには、申立人の上記国民年金手帳記号番号に係る保険料納付済期間は、45 年 9 月から 49 年 3 月までと記録されており、オンライン記録と一致する上、同リストの区分には「フザイ」と記載されていることから、申立人は、59 年 5 月 10 日現在、A 区において国民年金の不在被保険者として取り扱われていたこと、B 区及び C 市への住所変更は行われていないことが確認できる。

さらに、申立人は、転居時に国民年金の住所変更手続きを行っていないと証言していることから、申立期間中、B 区及び C 市では納付書は送付されず、保険料の納付は行えなかったと考えられる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額の記憶が明確ではなく、申立期間は 95 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5089

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 34 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 8 月から 34 年 3 月まで A に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A における職務内容及び申立期間当時の当該事業所の状況に係る供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務状況等について具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月 4 日から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 24 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 6 月 6 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 6 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 5 月 17 日から同年 7 月 27 日まで
⑥ 昭和 42 年 4 月 5 日から同年 6 月 27 日まで

私は、申立期間①から⑥まで、船員手帳に記載されている漁船に乗船していたが、船員保険の被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録及び元同僚の供述から、申立人が当該期間にA株式会社の帆船「B丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、同社は、昭和 24 年 3 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者となり、25 年 7 月 10 日に適用船舶所有者ではなくなっており、申立期間①のうち、24 年 3 月 1 日以前の期間は船員保険の適用になる前の期間であることが確認できる。

また、同社の事業主は、所在が不明であることから、船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、同社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名は確認できず、元同僚及び申立人が氏名を覚えている複数の元同僚についても、被保険者名簿で氏名は見当たらない。

加えて、被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間①において不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が当該期間にC市の船舶所有者Dの帆船「E丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、同船舶所有者は昭和 24 年 9 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者となっているところ、同日で被保険者資格を取得している9名の所在を確認できず、同船舶所有者は、適用船舶所有者ではなくなっている上、所在も確認できないため船員保険料の控除を確認できない。

また、同船舶所有者に係る被保険者名簿において、申立人は同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に、申立期間②に係る資格取得日を遡及して訂正するなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が当該期間にC市の船舶所有者Fの帆船「G丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、同船舶所有者は昭和 37 年 10 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者となり、39 年 4 月 1 日に適用船舶所有者ではなくなっており、申立期間③は船員保険の適用になる前の期間である上、同船舶所有者に係る被保険者名簿において、申立人は、船員保険の適用を受けた日と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同船舶所有者は、所在が不明であることから、船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に、申立期間③に係る資格取得日を遡及して訂正するなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が当該期間にH市(現在は、I市)の船舶所有者Jの帆船「K丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、同船舶所有者は、適用船舶所有者ではなくなっている上、所在が不明であることから、船員保険料の控除について確認することができない。

また、被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に、申立期間④に係る資格取得日を遡及して訂正するなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳の記録及び元同僚の供述から、申立人が当該期間にL町の船舶所有者Mの帆船「N丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、同船舶所有者は、事業を廃業している上、既に死亡しており、同船舶所有者の親族は、「既に船は廃船し、資料等は何も残っていない。」と供述していることから、船員保険料の控除について確認することができない。

また、同船舶所有者に係る被保険者名簿において、申立期間⑤に申立人の氏名を確認できず、健康保険の番号は連続しており欠番はない。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人は、当該期間にC市の船舶所有者Oの汽船「P丸」に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立期間⑥に被保険者資格を取得している元同僚は、「私は、昭和42年4月1日からO所有のマグロ延縄漁船「P丸」に乗船したが、当時の船長は別の人で、申立人は、後任の船長だった。なお、当時、Cの船主の多くは、乗組員の半数しか船員保険に加入させなかったり、乗組員を船員保険に加入させても2か月位で喪失させていたことが多かった。」と供述している。

また、同船舶所有者は、適用船舶所有者ではなくなっている上、所在が不明であることから、船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、同船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和42年7月15日に「P丸」に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間⑥に、「P丸」に乗船した船員保険の被保険者に申立人の氏名を確認できず、健康保険の番号は連続しており欠番はない。

このほか、申立人の申立期間⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 12 月まで

私は、申立期間においてA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社作成の採用通知書、元上司の供述及び複数の元同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立期間における申立人の勤務実態は不明であり、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得の届出を行ったかも不明である。」と回答している上、当該事業所は既に適用事業所ではなく、申立人に係る賃金台帳等は存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、同期入社 of 元同僚を一人覚えているところ、申立人の元上司及び複数の元同僚もその元同僚が当該事業所に勤務したことを覚えているが、上記被保険者名簿にその元同僚の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらず、ほかに、申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月29日から8年2月1日まで
私は、昭和52年12月1日から平成8年1月末日までの期間、A区Bの塗料販売のC株式会社に正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が7年12月29日までとなっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C株式会社に平成8年1月末日まで正社員として勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険加入記録により、申立人は、平成7年12月29日に当該事業所を離職し、8年1月17日に求職の申込みをし、基本手当を受給していることが確認できる。

また、申立期間当時の取締役兼清算人は、「C株式会社は、平成7年12月29日に閉店し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成7年12月29日に喪失しており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 2 年 5 月 31 日まで
私は、昭和 53 年 6 月から平成 2 年 5 月までA株式会社で勤務していたが、申立期間の給与（標準報酬月額）が、著しく低いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社を退職後に受給した雇用保険の失業給付に係る賃金日額の記録から、申立人に係る退職前6か月間の報酬額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）とほぼ同額であったことは推認できる。

しかし、元事業主は、「会社が適用事業所でなくなったとき、賃金台帳及び源泉徴収票等は廃棄した。当時、経営が悪化していたが、給料を減額したか昔の話で覚えていない。従業員の保険料控除は社会保険事務所への届出のとおり控除しており、仮に標準報酬月額が下がったときは、届出に見合う控除をしていた。」旨供述していることから、当該事業所において、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認することはできない。

また、申立期間当時、当該事業所が事務委託していた社会保険労務士は既に死亡して供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。